

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び
指名競争入札の最低制限価格制度に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、建設関連業務の条件付一般競争入札及び指名競争入札における最低制限価格制度の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 地方自治法施行令第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく、「契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる」場合において、最低制限価格を設ける制度をいう。
- (2) 入札額 地方自治法施行令第167条の10第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく、「一般競争入札により工事又はその他についての請負の契約を締結しようとする場合に申込みをした者(以下「入札参加者」という。)の申込みに係る価格をいう。
- (3) 契約担当者 会計規則(昭和39年岩手県規則第15号)第2条第10号に規定する者をいう。
- (4) 本庁各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号。以下「規則」という。)第11条第1項及び第12条第1項に掲げる本庁の各課等をいう。
- (5) 地方公所 予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。
- (6) 広域振興局等 規則第18条第1項の表に掲げる広域振興局、第20条第1項の表に掲げる地域振興センター及び第21条第1項に掲げる総務センターをいう。

(最低制限価格の設定)

第3 最低制限価格は、予定価格に0.8を乗じて得た額(以下「基準値」という。)を基準とし、基準値に無作為に発生させた係数を乗じて得た額で、基準値の99パーセント以上101パーセント以下の範囲内の額(1万円単位)とする。

2 前項において定める最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとし、さらに、当該最低制限価格に100分の110を乗じて得た金額を「(最低制限価格(税込)〇〇円)」と記載するものとする。

また、予定価格調書には最低制限価格の算定の根拠になる設計価格の内訳(最低制限価格算定内訳書)を添付すること。

(入札参加者への周知)

第4 委託業務の入札執行を所管する本庁各課等の長又は広域振興局等入札担当の長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、設計図書に指名競争入札による場合は指名競争入札心得、条件付一般競争入札による場合は条件付一般競争入札心得を添付し、入札に参加する者に周知するものとする。

(最低制限価格による判定)

第5 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、条件付一般競争入札による場合は落札候補者、指名競争入札

による場合は落札者と決定するものとする。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日付け建技第 218 号）

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日付け建技第 264 号）

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日付け建技第 857 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日付け建技第 615 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」（農林水産省農村振興局所管）に係る業務のうち補償関係コンサルタント業務の項、「設計業務の価格積算基準」（農林水産省農村振興局所管）、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領」（林野庁所管）及び「漁港漁場関係事業工事費算定基準」（水産庁所管）に係る業務のうち土木関係建設コンサルタント業務の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日付け建技第 221 号）

この要領は、平成 24 年 7 月 11 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月 9 日建技第 342 号）

1 この要領は、令和元年 9 月 9 日から適用する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される建設関連業務については、なお従前の例による。